

常勤役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第26条に基づき、公益社団法人労働基準協会連合会（以下「静基連」という。）に勤務する常勤役員の退職金に関する事項を定めたものである。

(適用の範囲)

第2条 退職金は、次の各号に該当した場合に本人または相続人に支給する。

- (1) 就業規則第28条の定年により退職したとき
- (2) 就業規則第29条により退職したとき
- (3) 就業規則第30条により解雇されたとき

(支給額)

第3条 退職金は、1年以上勤続した常勤役員に対して、その常勤役員の退職時の月額報酬及び職務手当を基礎として、別表に定める退職金支給基準により支給する。

2、最高支給額は、26か月分を超えないものとする。

3、休職期間がある場合は、勤続期間に算入しないものとする。

4、関係団体に出向した期間は、勤続期間に算入するが、出向先から退職金が支給された場合は、その額を控除する。

5、勤続期間の1年未満については、1か月につき12分の1として計算し、1か月未満は1か月に切り上げるものとする。

6、退職金に1,000円未満の端数が生じた時は、1,000円に切り上げるものとする。

(懲戒)

第4条 前各条にかかわらず、就業規則第38条第2項による懲戒解雇の処分を受けた者については、原則として退職金を支給しない。

(支給時期)

第5条 退職金は、一時払いとして、退任登記終了後1か月以内に支給する。

附則 この規程は、平成25年4月1日より実施する。

別表

退職金支給基準

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年以上	1.0	16年以上	16.0
2 "	2.0	17 "	17.0
3 "	3.0	18 "	18.0
4 "	4.0	19 "	19.0
5 "	5.0	20 "	20.0
6 "	6.0	21 "	21.0
7 "	7.0	22 "	22.0
8 "	8.0	23 "	23.0
9 "	9.0	24 "	24.0
10 "	10.0	25 "	25.0
11 "	11.0	26 " (すべて)	26.0
12 "	12.0		
13 "	13.0		
14 "	14.0		
15 "	15.0		